**平成２９年（フ）第８５０号**
名古屋市緑区大高町字八幡18番地の２
破産者　有限会社八幡印刷
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２９６２号**
大阪府八尾市弓削町南２丁目41番地
破産者　一般財団法人健康管理・開発センター
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１６号**
兵庫県豊岡市森151番地の２
破産者　株式会社シーフーズ食品
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２９年（フ）第３３号**
松江市宍道町佐々布2392番地２
破産者　山本　浩司
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１６６号**
沖縄県中頭郡中城村字久場1906番地１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県宜野湾市大山１丁目９番29号
破産者　誠和建設株式会社
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２９年（フ）第１４６号**
北海道函館市旭岡町29番地92
破産者　有限会社サン技建
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第１５号**
釧路市鶴野東２丁目11番８号
破産者　有限会社幸徳運輸
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第３４号**
釧路市新富士町４丁目３番10号
破産者　有限会社システムサービス
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第２５３号**
千葉県千葉市花見川区幕張本郷２丁目41番20号ニューエイト本郷第５　103号、更正決定前の住所東京都府中市新町１丁目９番地の２たかみ荘Ｂ
破産者　横川　辰則
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第３７８号**
東京都稲城市矢野口2545－４原田マンション105、住民票上の住所東京都東久留米市八幡町２丁目11番６－103号
破産者　五十嵐和義
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６３２号**
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西11－101
破産者　佐々木　智
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６８６号**
東京都東大和市中央２丁目830番地の３
破産者　栗田　裕司
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第７０４号**
静岡県焼津市中根新田1000番地の１
破産者　株式会社山徳食品
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２０６号**
静岡市葵区瀬名７丁目26番30号
破産者　有限会社えいこう
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２４２号**
京都府長岡京市今里更ノ町16番地の９
破産者　有限会社なかにし工芸
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第４８５号**
京都市左京区山端滝ケ鼻町２番地の27
破産者　有限会社西岡
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第４９２号**
京都市上京区今小路通御前通西入紙屋川町864番地の３
破産者　株式会社さくら経営
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２１３号**
岡山県倉敷市茶屋町早沖472番地18、前住所岡山市北区楢津1299番地４
破産者　瀬野　　強
１　決定年月日　平成29年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２９年（フ）第７８８号**
福岡県糟屋郡粕屋町仲原１丁目１番25号　レオパレスヴィーブル203号
破産者　廣瀬　光春
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第４５２号**
福岡市東区唐原３丁目13番10－602号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１－105号
破産者　池辺　健生
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第４９２号**
福岡市中央区白金２丁目２番21－210号
破産者　吉田　公一
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部